

速報！！

コロナ罹患で 労災認定される！！

分会組合員が2月にコロナウィルスに罹患して、淀川労働基準監督署に労災申請していました。

会社は、コロナに罹患した場合、本人の選択として年休か私傷病休暇（無給）かどちらかの選択しかないと繰り返し言ってきました。

以前、分会情報で訴えてきましたが、関西の他の私鉄では会社が労災申請してくれる会社もある中、JR東海は、労災申請書に捺印も拒否し労災認定を妨害してきました。

本来、労災申請に関しては、労災保険法施行規則第23条に「労災申請があった場合の会社の対応として労災と考えていない場合であっても会社は申請について一定の協力をすること」が義務づけられていて、具体的には手続きについての助力と必要な証明が求められています。

こうした状況の中で粘り強く取り組んできた結果、労災認定されることになりました。

そして今回、労災認定されたことにより、年休も使う必要がなくなることと、病欠（賃金ゼロ）のリスクがなくなります。

具体的に、コロナ罹患で労災認定されたことにより、特別給付金が1日目から3日目まで60/100（平均賃金）も支払われ、4日目以降労災給付金80/100が支払われます！

全社員の皆さん！

これまで諦めて、私傷病休暇で賃金をカットされていた皆さん！

2年前までさかのぼって申請できます！

いつでも東海労に相談して下さい！

2022年8月18日

JR東海労大阪運輸所分会